

平成26年12月

自動車局自動車情報課

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）の規定により、自動車は、検査・登録を受け、自動車登録番号標（ナンバープレート）及び検査標章を表示し、自動車検査証を備え付けなければ運行の用に供してはならないこととされているが、生産過程や流通過程の自動車を反復継続的に業として回送する者は、法第36条の2の規定に基づく回送運行の許可を受けて検査・登録を受けていない自動車を回送の目的に従って運行の用に供することができる。

しかしながら、当該許可は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第26条の2第3号の規定により、自動車の製作、陸送又は販売を業とする者に限って受けられることとされており、それら以外の者が、検査・登録を受けていない自動車を運行の用に供しようとする場合は、その都度最寄りの運輸支局等又は市区町村において法第34条の規定に基づく臨時運行の許可を受けているところ。

今般、新たに回送運行の許可を受けられる者として自動車の分解整備を業とする者を追加することにより、検査・登録を受けていない自動車の分解整備を目的とする回送運行を可能とすることで、その都度臨時運行の許可を受けている自動車分解整備事業者の負担を軽減するのみならず、ユーザー利便の向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とし、規則について所要の改正を行う。

2. 概要

回送運行の許可を受けられる者として、自動車の分解整備を業とする者を追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成27年2月頃
施	行	平成27年2月頃